

財政援助団体等監査指摘事項 1

所 管 組 織	健康福祉部 福祉推進課	団体名
		社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
指摘の内容	<p>・ 誤りのある収支報告書により、補助金の確定を行っていたもの 「中野区社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する要綱」に基づく社会福祉法人中野区社会福祉協議会への補助金については、あらかじめ区が補助対象となる経費の算定方法等を協議会に通知し、補助金の交付が行われていた。</p> <p>令和4年度分の補助金の実績報告において、事業者は、非常勤職員に係る補助金充当額や、補助金から差し引くべき収入の算定に誤りのある収支報告書を所管に提出し、所管は当該収支報告書に基づき補助金を確定していた。</p> <p>この結果、誤った額の補助金が確定されていた。</p> <p>事業者が誤った収支報告書を提出したこと、所管はその精査を怠り、収支報告書の誤りに気づかず補助金の確定を行ったことは不適正である。</p> <p>なお、誤った収支報告に基づく本補助金の確定については、同課及び同協議会に対し令和3年度の本監査においても不適正な事例として指摘したところである。</p>	
原因・理由	<p>令和3年度の財政援助団体等監査で指摘を受けたのは、本来、補助対象ではない事務局長の管理職手当を含めて補助金を確定してしまったものであり、それ以降は補助方針との適合や金額について、複数職員での確認を行ってきた。</p> <p>令和4年度については、団体との算定基準の認識に齟齬があったこと、人件費の時間単価の確認を行わなかったこと、都の補助額の変更を把握しなかったことが原因である。</p>	
講じた措置の内容	<p>・ 補助金の実績報告にあたって、社会福祉協議会と区で同じ認識にたつて補助方針に適合した報告・点検ができるよう、報告金額の内訳を記載するよう改めるとともに、チェック表や補助対象経費及び補助基準額についての一覧表を作成し、それに基づいて報告、確認・検算を行うこととした。</p> <p>・ 令和6年度より、他の財政援助団体への補助の基準を参考に補助基準を改め、社会福祉協議会及び区で共有した。</p>	

財政援助団体等監査指摘事項2

所 管 組 織	教育委員会事務局 学務課	団体名 株式会社 フードサービスシンワ
指摘の内容	<p>・誤りのある収支報告書により、指定管理料の精算を行っていたもの 軽井沢少年自然の家の指定管理に係る令和4年度の指定管理料の精算にあたり、事業者は7項目について収支報告書の記載金額の積算を誤り、結果として指定管理に係る収支が赤字となる収支報告書を作成し区に提出した。</p> <p>所管は当該収支報告書の精査を怠り、誤りのある収支報告書を受領し、指定管理に係る収支が赤字であることを理由として指定管理料の区への返還を求めないとする精算を行っていた。</p> <p>事業者が誤った収支報告書を提出したこと、所管はその精査を怠り、収支報告書の誤りに気づかず指定管理料の精算を行ったことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>・従来から、指定管理者が提出する収支報告書は、基本的に間違いはないものという認識で収受していたため、内容の精査が不十分だった。</p> <p>・収支報告書上の数値の足し上げ等の確認は行っていたが、直接施設に向いてチェックすることが容易ではないことから、数値の根拠となる資料の確認までは行っていなかった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・指定管理者には、修正後の収支報告書を提出するよう指示した。</p> <p>・令和5年12月6日に、担当職員が軽井沢少年自然の家に赴き、修正後の収支報告書の金額について、台帳や各種会計書類と照合して確認を行い、誤りがないことを確認した。</p> <p>・修正後の収支報告書により、赤字ではなく黒字であることが判明したため、精算のやり直しを行い、指定管理者に対し精算による返還を求めた。</p> <p>・指定管理者と再発防止策を協議し、今後は、収支報告書提出時に根拠資料の提出を求め、正しい内容であることを確認した上で、事業報告書として収受することとする。</p>	

財政援助団体等監査指摘事項3

所管組織	教育委員会事務局 学務課	団体名
指摘の内容	<p>・事業計画書に係る適正な受理手続を欠き、かつ、そのことについて不適切な説明を行っていたもの 軽井沢少年自然の家指定管理運営業務に関する基本協定では、当該年度の事業計画書を、当該事業年度の開始日（4月1日）の一月前までに区に提出し、その承認を受けなければならないとされている。</p> <p>同施設の令和4年度の事業計画書について、所管は、令和4年2月22日に指定管理者から電子メールで送信を受けていたにもかかわらず、その受理を怠り、協定で定める提出期限を越えた3月15日付けで、電子メールで送付されたものと同一内容の事業計画書を紙文書により受理していた。</p> <p>期限の定めのある書類の受理に係る適正な取扱いを欠き、結果として協定に定める期限内に手続が行われていなかったことは不適正である。</p> <p>また、期日内に事業計画書が受理されていないことに対して、本監査に先立ち実施した定期(財務)監査において監査事務局長がその事実関係について照会した際に、所管は、課長名で「事業者からの提出書類等に不備があり書類のやり取りを行ったため提出期限を超過した。今後、事業者への指導を徹底する。」と回答した。</p> <p>しかし、本監査の実施過程において、所管は回答内容を「書類に不備はなく電子書類の未收受であった。」と訂正した。</p> <p>監査委員から命を受けた監査事務局長からの照会に対して、必要な確認を怠り、事実と異なる回答を行ったことは不誠実かつ不適切である。</p>	
原因・理由	<p>・令和4年2月22日にメールで事業計画書が提出されていたにもかかわらず、速やかな收受処理を行わず、そのまま失念してしまった。</p> <p>・基本協定に、「事業計画書は、乙が事業年度開始日の一月前までに提出し、甲の承認を受けなければならない。」と規定されている認識が不足しており、3月15日に提出された紙の事業計画書を同日付で收受した。</p> <p>・令和5年度の定期財務監査で、事業計画書が事業開始一月前までに区に提出されていなかったことについて質問を受けた際は、同時期にやり取りをしていた他の書類と誤認し、事業者に改めて聴取する等、十分な事実確認をしないまま、回答してしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・基本協定、年度協定を再度確認し、内容を十分に理解した。</p> <p>・期限の定めのある書類提出等については、指定管理者とも連携を密に取りながら、遅滞なく收受することとした。</p> <p>・ガイドラインと相違していた箇所や、実態として変更されている内容については、指定管理者と協議の上、基本協定・年度協定ともに改正を行った。</p> <p>・監査からの質問については、十分な事実確認を行った上で、誠実に回答する。</p>	

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政支援団体等監査

1	<p>財政援助団体との情報交換、共有の推進</p> <p>今回監査において指摘した社会福祉協議会への補助金及び軽井沢少年自然の家の収支報告書の両案件については、単に財政援助団体から提出された決算一覧表を確認するだけでは、その正確性を確認することができず、会計手続の中で作成される様々な帳票と突合しなければ、当該報告書の審査ができないものであった。</p> <p>令和5年度の定期(財務)監査の総括意見でも述べているが「適正な補助金、助成金の執行は、区民や民間事業者と協働していく上で、区の信頼性を担保するものである。」ことを十分認識するべきである。</p> <p>審査を適正に実施していくためには、確認のためにどのような帳票を求めるのか、いつから着手していくのかなど、解決を要する様々な課題がある。</p> <p><u>各団体とのコミュニケーションの強化を図り、これらの課題に適切に対応されたい。</u></p> <p><u>その際、ICTツールやシステムの活用による事務の効率化や、財政援助を受ける団体の事務の簡素化を合わせて考えるなど、一步踏み込んだ視点から、区と財政援助を受ける団体の相互体制が強化され、効果的かつ正確な事務の執行が可能となるよう進められたい。</u></p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">回答:区長 教育委員会</p>
取組状況	<p>【社会福祉協議会に関して】</p> <p>補助金の実績報告にあたって、社会福祉協議会と区で同じ認識にたつて補助方針に適合した報告・点検ができるよう、報告金額の内訳を記載するよう改めるとともに、チェック表や補助対象経費及び補助基準額についての一覧表を作成し、それに基づいて報告、確認・検算を行うこととした。</p> <p>令和6年度より、他の財政援助団体への補助の基準を参考に補助基準を改め、社会福祉協議会及び区で共有した。</p> <p>【教育委員会・軽井沢少年自然の家に関して】</p> <p>今回の監査指摘を重く受け止め、指定管理者と再発防止策について協議した。</p> <p>これまでは、指定管理者から提出された収支報告書には誤りがないものという前提で、提出を受けた報告書をそのまま収受してきたが、それでは、今回のような指定管理者側のミスに気付くことができないことを認識した。</p> <p>そこで、令和5年度の収支報告書提出時には、根拠資料となる補助元帳の提出を求め、疑問点は指定管理者に問い合わせ確認を行い、収支報告書と一致することを十分審査した上で収受を行った。</p> <p>今後も、指定管理料の執行に関して区民から疑念を抱かれることのないよう、適正な審査の実現に向け指定管理者とのコミュニケーションを強化していく。</p>

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政支援団体等監査

2	<p>監査の機会を課題確認、解決の契機とする取組の強化</p> <p>今回監査において、指定管理により運営する軽井沢少年自然の家の事業計画書の受理にあたり監査委員から命を受けた監査事務局長からの照会に対して、事実と異なる回答があった。</p> <p>令和4年度の定期(財務)監査における意見でも付したとおり、我々監査委員が監査を行う目的は、不正又は非違の発見を旨とする点以上に、区民の税金でまかなわれている様々な行政活動が、区民の福祉の増進に向け、最少の経費で最大の効果を挙げるべく取り組まれているかという点を確認検証することである。</p> <p>そのためには、事実を正確に把握し、課題解決に向けた検討を進めることが不可欠である。</p> <p><u>監査の機会を問題の合規性、効率性、経済性、有効性の観点から課題を検証し、改善を進める重要な機会として再認識し、監査事務局からの照会を真摯に受け止め、正確かつ本質的な状況の把握を行う職場風土の構築を改めて求めたい。</u></p> <p style="text-align: right;">回答:区長 教育委員会</p>
取組状況	<p>監査事務局からの照会等については、正確かつ本質的な状況の把握を行い、改善を進める重要な機会とし取り組んでいくことを、内部統制推進会議委員長（副区長）から各所管の管理職員はじめ各職員に対し通知し周知徹底する。</p> <p>【教育委員会・軽井沢少年自然の家に関して】</p> <p>今回の監査指摘を受け、指定管理者を管理する所管として、指定管理者制度に関する各種規定や、基本協定、年度協定への理解が不十分であったことを痛感した。そこで、担当者一同でそれらを再度確認するとともに、内容の理解を深めた。</p> <p>その上で、指定管理者制度ガイドラインと相違していた箇所や、実態として取り扱いを変更していた内容については、指定管理者と協議の上、基本協定、年度協定ともに改正を行った。</p> <p>また、期限の定めのある書類提出等については、指定管理者と連携を密に取りながら、遅滞なく収受することを確認した。</p> <p>監査事務局からの照会に対し、十分な事実確認を行わずに事実と異なる回答をしたことについては深く反省している。</p> <p>監査事務局からの照会は真摯に受け止め、正確かつ本質的な状況の把握を行う重要性を課職員全体で共有し、今後は照会に対しては正確かつ誠実に回答することを確認した。</p>